

阿賀野市条例第24号

阿賀野市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

阿賀野市一般旅券印紙等購買基金条例（平成19年阿賀野市条例第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿賀野市一般旅券印紙購買基金条例

第1条中「及び新潟県収入証紙（以下「証紙」という。）」及び「等」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「及び証紙」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市一般旅券印紙購買基金条例の規定は、令和6年9月1日から適用する。